

令和8年4月1日

大阪広域水道企業団
藤井寺水道センター

・令和8年度 メーター負担金（メーター口径50mm以上）

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第20条第3項及び大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第13条第1項の規定により、メーター口径が50mm以上の給水装置の新設又は改造（メーターの口径が同じ場合を除く。）に係る令和8年度のメーター負担金の額を次のとおり定める。

| 口径 | メーター負担金 | （内消費税等相当額） |
|--------|----------|------------|
| φ50mm | 130,460円 | (11,860円) |
| φ75mm | 172,700円 | (15,700円) |
| φ100mm | 226,600円 | (20,600円) |

（令和8年4月1日～令和9年3月31日）